

広島市火災予防条例第 24 条

喫煙・裸火の使用・危険物品の持込み
規制に関する運用基準

令和 7 年 3 月 31 日
予 予 第 9 号

広 島 市 消 防 局

目次

第1章 総則	
第1 凡例	P1
第2 規制の背景、目的等	P2
1 背景	P2
2 目的	P2
3 規制方針等	P2
第3 消防長が指定する場所と禁止行為	P4
1 指定場所の定義	P5
2 指定場所の用途の捉え方	P8
3 指定される場所等	P10
第4 禁止される行為	P11
1 喫煙	P11
2 裸火の使用	P11
3 危険物品の持込み	P12
4 禁止行為に該当しないもの	P13
第5 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁等の標識	P14
1 標識の基準	P14
2 標識と併せて設ける図記号	P14
3 設置位置	P15
4 維持管理	P16
第6 喫煙所の設置	P17
1 劇場等を除く指定場所（重要文化財等を除く。）において必要な措置	P17
2 劇場等における必要な措置	P17
3 喫煙所の設置基準	P18
第7 解除承認申請	P20
1 解除承認	P20
2 申請手続き等	P20
3 事務処理等	P21
第2章 用途ごとの規制（解除承認基準等）	
第1 劇場等	P23
別表1	P25
第2 キャバレー等、飲食店、旅館又はホテル	P34
別表2	P36
第3 百貨店等	P40
別表3-1	P43
別表3-2	P45
第4 テレビスタジオ	P49
別表4	P50
第5 地下街	P58
別表5	P60
第6 重要文化財等	P62
別表6	P63
第3章 その他	
第1 スモークマシンの規制について	P64
第2 金属粉末を用いて火花を噴出する演出用機器（スパークラー）の取扱い	P65
第3 伝統芸能（神楽等）における火薬類（火花を噴き出す煙火）の消費	P67
第4章 別記様式	
別記様式1	P68
別記様式2	P69
別記様式3	P70
別記様式4	P71
別記様式5	P72
別記様式6	P73
別記様式7	P74

改正経過

附 則（令和 7年 3月 31日）

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。

第1章 総則

第1 凡例

- | | | | |
|----|--------|--------------|----------------|
| 1 | 火災予防条例 | 広島市火災予防条例 | (昭和 37 年 3 月) |
| 2 | 条例準則 | 火災予防条例準則 | (昭和 36 年 11 月) |
| 3 | 政令 | 消防法施行令 | (昭和 36 年 3 月) |
| 4 | 火災予防規則 | 広島市火災予防規則 | (昭和 37 年 6 月) |
| 5 | 火災予防規程 | 広島市火災予防規程 | (昭和 53 年 4 月) |
| 6 | 建基法 | 建築基準法 | (昭和 25 年 5 月) |
| 7 | 建基令 | 建築基準法施行令 | (昭和 25 年 11 月) |
| 8 | 法 | 消防法 | (昭和 23 年 7 月) |
| 9 | 危政令 | 危険物の規制に関する政令 | (昭和 34 年 9 月) |
| 10 | 危規則 | 危険物の規制に関する規則 | (昭和 34 年 9 月) |
| 11 | 保安法 | 高圧ガス保安法 | (昭和 26 年 6 月) |
| 12 | 保安政令 | 高圧ガス保安法施行令 | (平成 9 年 4 月) |

第2 規制の背景、目的等

1 背景

火災予防条例第24条に基づく火気規制は、過去に劇場、映画館等で発生した火災の教訓から、昭和36年11月に条例準則が制定された。広島市においても昭和37年3月に条例準則に則り火災予防条例を制定し、昭和48年10月の危険物品の持込み規制の追加、昭和59年7月の百貨店等への規制対象の拡大を経て、今日に至っている。

2 目的

本規制は、人命危険の高い公衆の出入りする場所における火災危険を排除するため、喫煙、裸火の使用、危険物の持込みを禁止するものである。しかしながら、全ての行為を禁止することは、商業活動、文化振興等の面から適当でなく、火災予防面との調和を図りつつ例外的に禁止行為を解除することができることとしている。

3 規制方針等

本規制は、火災予防上の必要性和市民の利便性を比較衡量し、必要、かつ、最小限度の規制を行うものである。

本規制には罰則の定めはないが、積極的、かつ適正な行政指導により、その実効性を確保するよう努めるものとする。

(1) 指定通知等

新築、増築、用途変更等により本規制の対象となるものについては、その業務が開始される前の適当な時期に別記様式1により指定されている旨の通知を行うものとする（一時的に指定場所以外の場所を指定場所として取扱う場合は、本通知を省略することができる。）。

また、火災予防条例24条第1項第3号（重要文化財等）に該当する場合は、区域を指定する必要があるため、別記様式2により消防局長あて上申するものとする。

消防局長は上申を受けたときは、これを審査し区域を指定するとともに、別記様式3により関係者あて通知するものとする。

なお、本通知書（別記様式1及び別記様式3）は達文書として取り扱うこととし、公文番号については、消防局文書取扱規程第29条に基づき、文書管理システムの採番により付すものとする。

(2) 指定場所の時間的規制

本規制は、原則として、指定場所を有する防火対象物の公開時間内又は営業時間内について適用する。しかし、過去の火災事例では、閉店後の工事中に火災が発生している事例が多いことから、適用されない時間帯においても適正な火気管理を行うよう指導すること。

(3) その他

署長は、本規制によることが適当でない特別の事情が認められるときは、本運用基準によらない解除承認の条件を定めることができる。この場合は、あらかじめ予防部予防課長と協議するものとする。

第3 消防長が指定する場所と禁止行為

喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所（以下「指定場所」という。）と禁止行為は、次の表のとおりである。

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為			
用途	場所	喫煙	裸火の使用	危険物品の 持込み	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）	舞台部	×	×	×	
	客席	×	×	×	
	公衆の出入りする部分	/	/	×	
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）	舞台部	×	×	×	
	公衆の出入りする部分	/	/	×	
飲食店	舞台部	×	×	×	
旅館又はホテル（以下「旅館等」という。）	催物の行われる部分	×	×	×	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。＊	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	売場	×	×	×
		公衆の出入りする部分	×	×	×
	展示場	展示部分	×	×	×
		公衆の出入りする部分	×	×	×
テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×	
地下街	売場	×	×	×	
	展示部分	×	×	×	
	地下道	×	×	×	
	公衆の出入りする部分	×	×	×	
重要文化財等	建造物の内部又は周囲で消防長が指定する区域	×	×	×	

＊ 売場、展示部分、公衆の出入りする部分の床面積の合計が1,500㎡以上のもの。

1 指定場所の定義

(1) 劇場等

ア 劇場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場、競技場など）、公会堂、集会場に客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏、スポーツなど各種の興行を行う場所をいう。

イ 公会堂、集会場

主として、映画、演劇等、興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設（町内会及び学区単位の集会所等、利用者が町内会又は学区単位の地域住民に限定される施設を除く。）をいい、会議、講演、社交的行事等を主として行うためのものは、指定場所とみなさない。

ウ 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 号に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられている（以下「不燃区画されている」という。）場合を除く。

なお、観覧場においては競技等を実施するフィールド部分が舞台に該当する。

エ 客席

いす席、座り席、升席、立見席などの各種客席の部分をいい、通路部分も含むものとする。

オ 公衆の出入りする部分

ウ及びエ以外の部分で、客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。

(2) キャバレー等

ア キャバレー等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等、客席を設けて客に飲食をさせる場所をいう（遊技場は該当しない。）。

イ 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃区画されている場合を除く。

ウ 公衆の出入りする部分

客席及び客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。

(3) 飲食店

ア 飲食店

客席を設けて客に飲食させる場所をいう。

イ 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等[※]をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃区画されている場合を除く。

※ 興行を行わず専ら客のカラオケ用に使用する程度の舞台は、規制の対象とはならない。

(4) 旅館等

ア 旅館等

催物の行われる部分を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるための宿泊施設（旅館、ホテル、宿泊所）をいう。

イ 催物の行われる部分

催物室、宴会場、広間などの催物を行う部分をいう。

(5) 百貨店等

ア 百貨店等

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいう。

イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

百貨店やスーパーマーケットなどの店舗において客に物品を販売する施設をいう。

(ア) 売場

次の部分をいう。

- ・ 物品陳列販売部分
- ・ (ア)の間の通路

(イ) 公衆の出入りする部分

通常客が出入りする次の部分をいう。

- ・ 物産展、展覧会等を行う催事場
- ・ 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等の客の利用に供する部分
- ・ イに隣接（1の防火対象物内において使用実態が異なる部分が隣り合っている状態をいう。以下同じ。）し、利用形態が一体をなしている部分（不燃区画されている場合を除く。）

美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分

ウ 展示場

物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設をいう。

(ア) 展示部分

物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列する部分

- (イ) 公衆の出入りする部分
 - 客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。
- (6) テレビスタジオ
 - ア テレビスタジオ
 - 撮影用セットを設け、テレビの撮影を行うスタジオをいう。
 - イ 撮影用セットを設ける部分
 - スタジオ内のセットを設ける部分に客席が含まれている部分をいうが、撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による客等を含む。）の出入りがない場合は対象とならない。
- (7) 地下街
 - ア 地下街
 - 消防法第8条の2で規定する地下街をいう。
 - イ 売場
 - 次の部分をいう。
 - (ア) 物品陳列販売部分
 - (イ) (ア)の間の通路
 - ウ 展示部分
 - 公共広場や催事等が行われる場所で、地下道（地下街の通路部分）などの場所と識別できる部分をいう。
 - エ 公衆の出入りする部分
 - 通常客が出入りする次の部分をいう。
 - (ア) 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等の客の利用に供する部分
 - (イ) イに隣接し、利用形態が一体をなしている部分（不燃区画されている場合を除く。）
 - 美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分
 - なお、飲食店部分については、「飲食店」として規制することとする。
 - オ 地下道
 - 地下街内の通路部分をいう。
- (8) 重要文化財等
 - ア 重要文化財等
 - 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
 - イ 建造物とは
 - 建築物（堂塔・社殿・城郭・学校・書院・茶室・民家・その他）、橋梁等の各時代建造

物の遺構等

ウ 建造物の内部

建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合は、その指定されている部分をいう。

エ 建造物の周囲

火災予防規程第2条の2の規定により消防局長が指定した区域のうち建造物を除いた区域をいう。なお、本区域は原則、建造物の周囲3mの範囲をいう。

2 指定場所の用途の捉え方

- (1) 1つの建物に様々な用途が混在している場合は、P4表の用途に該当する部分のみを指定場所とする。

【例】

階	用途	規制内容
2F	劇場	「劇場」部分のみが指定場所となる。
1F	ゲームセンター	

- (2) 用途は、使用部分の実態に着目して判定するため、令別表1の用途区分に必ずしもよらないものである。

ア 恒常的なもの

機能従属等により指定場所の用途となっている場合であっても、実態用途が指定場所の用途でない場合は、指定場所にはならない（指定場所に隣接等している場合の当該部分の取扱いは以下(3)参照）。

【例】機能従属等により事務所の用途が百貨店等となっている場合

本来用途	使用形態	規制内容
百貨店等	事務所	指定場所にはならない。

イ 一時的なもの

一時的に本来の用途以外の用途として使用する場合は、実態用途に応じて指定場所となるか否かを判定する。

【例1】本来の用途が指定場所の用途の場合

本来用途	使用形態	規制内容
展示場	ディナーショー	飲食店として規制を受ける。
	コンサート	劇場等として規制を受ける。
	倉庫	規制を受けない。

【例2】本来の用途が指定場所の用途ではない場合

本来用途	使用形態	規制内容
倉庫	展示会	展示場として規制を受ける。
	コンサート	劇場等として規制を受ける。

(3) 実態に着目して判定した用途部分が、指定場所に隣接し、利用形態が一体をなしている場合※の取扱いは次のとおりとする。

※ 利用者が同一であるか又は密接な関係であり、かつ利用時間がほぼ同一である場合
 ア 実態に着目して判定した部分が指定場所の場合

当該指定場所として規制を受ける。ただし、百貨店等に隣接し、利用形態が一体をなしているフードコート※については、隣接している百貨店等と不燃区画されている場合を除き、この限りではない（実態に応じて判定した用途は飲食店となるが、特性上『百貨店等の公衆の出入りする部分』として規制する。）。

※ 複数の店舗がセルフサービスの形式をとり、座席（飲食スペース）を共有している形態（飲食店街のように、飲食店ごとに空間が区切られ、従業員による料理の給仕、監視等が行われるものはフードコートに該当しない。）

【例1】百貨店等（1,500㎡以上）と飲食店が隣接している場合

実態用途	規制内容
百貨店等	百貨店等として規制を受ける
飲食店	飲食店として規制を受ける

【例2】観覧場と百貨店等（1,500㎡以上）が隣接している場合

実態用途	規制内容
観覧場	劇場等として規制を受ける
物品販売店舗	百貨店等として規制を受ける

イ 実態に着目して判定した部分が指定場所に該当しない場合

隣接している指定場所の規制を受ける。ただし、隣接している指定場所と不燃区画されている場合はこの限りではない。

【例1】百貨店等（1,500㎡以上）※と美容室が隣接している場合

実態用途	規制内容
百貨店等	百貨店等として規制を受ける
美容室	百貨店等として規制を受ける（不燃区画されている場合は規制なし。）

【例2】百貨店等（1,500㎡以上）※と駐車場が隣接している場合

実態用途	規制内容
百貨店等	百貨店等として規制を受ける
駐車場	百貨店等として規制を受ける（不燃区画されている場合は規制なし。）

【例3】劇場と百貨店等（売店（1,500㎡未満））※が隣接している場合

実態用途	規制内容
劇場	劇場として規制を受ける
百貨店等（売店）	劇場として規制を受ける（不燃区画されている場合は規制なし。）

※ 百貨店等については1,500㎡未満・以上によって判断が異なる（1,500㎡以上の場合には指定場所として扱うが、1,500㎡未満の場合は指定場所として扱わないため。）

3 指定される場所等

喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでではない用途に該当した場合であっても、そのなかで、これらの行為が禁止される場所として指定される場所と指定されない場所がある。

(1) 指定される場所

P4表中『指定場所「場所」』部分

※ 屋外であっても屋内を経由して避難する必要がある部分（建物の屋上、バルコニー、観覧場の競技を実施するフィールド部分等）については指定される場所に含む。

(2) 指定されない場所

ア (1)に該当しない部分

【例】 百貨店等では売場や客が使用する部分は指定される場所となるが、事務所や社員食堂などの従業員のみが使用する部分については、指定される場所とはならない。

イ (1)に該当する場合であっても次のいずれにも該当する部分

(ア) (1)※を除く部分で2面以上が開放性を有しているもの。

(イ) 2方向への避難が可能なもの。

第4 禁止される行為

1 喫煙

マッチ・ライター等を使用し、たばこ等を喫煙する一連の行為をいう。

(1) たばこ等に該当するもの

紙巻たばこ、きざみたばこ、葉巻たばこ、加熱式たばこ

(2) たばこ等に該当しないもの

電子たばこ

2 裸火の使用

裸火とは、「炎」「火花を発するもの」「発熱部を外部に露出した状態で使用するもの」をいう。電気機器類であってもこの要件に該当するものは規制の対象となる。

(1) 裸火に該当するもの

裸火に該当する火気器具等の例	
気体燃料（都市ガス、液化石油ガスなど）を使用するもの	カセットコンロ 
液体燃料（灯油、重油など）を使用するもの	石油ストーブ 
固体燃料（石炭、練炭、豆炭、木炭など）を使用するもの	七輪 
電気を使用するもの	電気コンロ 

(2) 裸火に該当しないもの

ア 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具で、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する、密閉式燃焼設備器具（FF型等）

イ 電気を熱源とする設備又は器具で発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（電子レンジ、ホットプレート、ヘアードライヤー、電気オーブン、電気フライヤー、IHクッキングヒーター等）

ウ がん具煙火のうち、クリスマスクラッカー又は平玉、巻玉等

3 危険物品の持込み

(1) 危険物品となるもの

火災予防規則第7条各号に掲げる物品をいう（次表のとおり。）。

危険物品	例
危険物	ガソリン・灯油・軽油等
可燃性固体類及び可燃性液体類	ロウソク等
可燃性ガス	LPGボンベ・カセットボンベ等
火薬類	煙火（がん具用煙火を除く。）等

※ 『スモークマシン（第3章「その他」第1参照）』は発煙剤に危険物が含まれている場合があるため留意すること。

(2) 危険物品の持込みから除外されるもの

常時携帯するもので、軽易なもの等（通常携帯するガスライター、マッチ、カイロ、化粧品、携帯式スプレー等）

(3) 危険物品の持込みに該当しないもの

危険物品に該当する物品であっても、次表に掲げる場合は、除外される。

No	行為の内容
1	キャバレー等の公衆の出入りする部分において、従業員の監視の下にキャンドル（可燃性固体類に限る。）又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為
2	百貨店等の売場において、次に掲げるものを常設的に販売する行為
	(1) 危険物で容器に密閉されたもの（1商品当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満のもの）
	(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（1商品当たりの数量が、火災予防条例別表第8に定める指定数量の5分の1未満のもの）
	(3) エアゾール製品（消臭スプレー、殺虫剤等）
(4) 高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りの可燃性ガス	
3	屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）
4	車両等を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）
5	潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為
6	可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
7	動植物油を調理（高温多量の油の中で食材を加熱調理する行為を除く。）に使用する行為
8	日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
9	日常の手指消毒用に第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納するものに限る。）を使用する行為
10	クリスマスクラッカー、平玉、巻玉等を消費するために持ち込む行為

4 禁止行為に該当しないもの

- (1) 伝統的行事、宗教的行事等又は生活に必要な営みのために必要な社会通念上これを禁止することができないと認められる喫煙等（ろうそく、線香、香炉、たいまつ、又は灯明の使用、護摩だき、火祭り等）を行う場合は、火災予防上支障がないものとし禁止行為に該当しないものとする。
- (2) 火災予防条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しないものとする。

5 その他

次の場合であっても本項における規定は適用されるものとする。

- (1) 指定場所で禁止行為を行わない場合
- (2) 指定場所ではない場所を一時的に指定場所として使用する場合

第5 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁等の標識

指定場所には、禁止されている行為を利用者に知らせるため、規制内容に応じ、入口など利用者の見やすいところに、「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」等の標識を設けなければならない。

1 標識の基準

大きさ、色等は火災予防規則第16条による（次表のとおり。）。

なお、本標識には英字等による表示を併記することが望ましい。

禁止行為等	表示文字等	大きさ		色	
		幅(縦)	長さ(横)	地	文字
喫煙	禁煙(No smoking)	25cm 以上	50cm 以上	赤	白
裸火の使用	火気厳禁(No open flame)				
危険物品の持込み	危険物品持込み厳禁 (No dangerous goods)				
喫煙所	喫煙所(Smoking area) ※ 健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、本専用標識をもって変えることができる。	10cm 以上	30cm 以上	白	黒

備考1 「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」をあわせて1つの標識とすることができる。なおこの場合の大きさは縦25cm以上、横50cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。

2 原則として上表の標識を設ける必要があるが、禁止行為等が容易に識別することができる任意の標識をもって代えることができる（火災予防条例第24条第1項第3号に該当するものは制札をもって変えることができる。）。

2 標識と併せて設ける図記号

図記号を設ける場合は、次に適合するものとする。

JIS Z8210		
禁煙	火気厳禁	喫煙所
ISO 規格 7001 及び 7010		
禁煙	火気厳禁	喫煙所
旧図記号		
禁煙	火気厳禁	喫煙所
記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	記号は黒、地は白

備考 令和5年10月1日以前に設置され、又は設置の工事がされていた標識と併せて設ける旧図記号については引き続き使用することができる。

3 設置位置

種別	指定場所		表示箇所
	用途	場所	
禁煙	劇場等 キャバレー等 飲食店 旅館等 テレビスタジオ	舞台部 催物の行われる部分 撮影用セットを設ける部分	当該場所の出入口の見やすい位置
	劇場等	客席	客席の出入口、舞台の側壁又は柱等で客席の全ての部分から見やすい位置 中央の催物を見る客席にあっては、規模、形態に応じた見やすい位置
	百貨店等	売場（展示部分）・公衆の出入りする部分	階段、エレベーター、エスカレーター等の昇降口付近の見やすい位置及び火災予防上危険な物品を取り扱う場所付近
	地下街	売場・展示部分・地下道・公衆の出入りする部分	
	重要文化財等	建造物の内部又は周囲で消防長が指定する区域	当該区域（建造物を含む。）の出入口付近及び規模、形態に応じた見やすい位置
	火気厳禁	劇場等 キャバレー等 飲食店 旅館等 テレビスタジオ	舞台部・客席 舞台部 催物の行われる部分 撮影用セットを設ける部分
百貨店等		売場（展示部分）・公衆の出入りする部分	当該場所の出入口の見やすい位置 火災予防上危険な物品を取り扱う場合は、当該場所付近の見やすい位置
地下街		売場・展示部分・地下道・公衆の出入りする部分	
重要文化財等		建造物の内部又は周囲で消防長が指定する区域	当該区域（建造物を含む。）の出入口付近及び規模、形態に応じた見やすい位置
危険物品の持込み厳禁		禁止場所のすべて	禁止場所を有する防火対象物（重要文化財等の指定区域を含む。）の当該入り口等の見やすい位置

備考1 百貨店等及び地下街の出入口には標識を設置するとともに、定期的な場内放送等（公開時間又は営業時間中に直接呼びかけるほか、定期的に注意喚起の場内放送、スライド映写、チラシ配付等）及び従業員等への周知を行うこと。なお、この場合においては、上表個別の表示箇所への表示を省略することができる。

2 百貨店等及び地下街を除く指定場所についても、上記1を満たした場合、上表個別の表示箇所への表示を省略することができる。

4 維持管理

- (1) 表示文字が容易に判別できるものとする。
- (2) 周囲に標識を遮る広告物及び掲示物等を設けないこと。

第6 喫煙所の設置

火災予防条例では、たばこによる出火防止を図るため、指定場所での喫煙を禁止する一方で、喫煙所を設けることを義務付けている。これは、人目につかない場所で隠れて喫煙する人が予想され、かえって危険を招く恐れがあることから、管理の目の行き届く安全な場所に喫煙所を設けて喫煙させることが、火災予防上効果的であると考えているためである。

また、喫煙率の低下や喫煙に対する意識の変化といった社会情勢の変化等に伴い、建物内の喫煙を全面的に禁止する方法も定めていることから、指定場所を有する防火対象物の関係者は、建物内における喫煙を全面的に禁止するか、喫煙所を設けるかを選択し、それぞれ必要な措置を講じなければならない。

1 劇場等を除く指定場所（重要文化財等を除く。）において必要な措置

(1) 全面的に喫煙を禁止する場合

ア 標識の設置

表示文字は「全館禁煙」「当百貨店は全館において禁煙です。」など、指定場所を有する防火対象物に応じた内容とし、標識の大きさ、色は火災予防規則第16条の標識の基準を準用する（次表のとおり。）。

大きさ		色	
幅（縦）	長さ（横）	地	文字
25cm 以上	50cm 以上	赤	白

イ 消防長が必要と認める措置

次に掲げる措置を全て実施すること。ただし、防火対象物個々の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されていると認められる場合は、この限りではない。

- ・ 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設置
- ・ 定期的な館内巡視
- ・ 全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
- ・ その他防火対象物の使用形態に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置（例：炎感知器の設置、感知器の増設、監視カメラの設置等）

(2) (1)以外の場合

- ・ 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置（基準については以下3参照）
- ・ 「喫煙所」と表示した標識等の設置（第5「禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁等」の標識の基準による。）

2 劇場等における必要な措置

(1) 全面的に喫煙を禁止する場合

1(1)に同じ。

(2) (1)以外の場合

ア 階ごとに喫煙所を設ける場合

- ・ 客席及び廊下（所轄消防署長が避難上支障がないと認めた部分※を除く。）以外の場所に設けること
- ・ 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置（基準については以下3参照）
- ・ 「喫煙所」と表示した標識の設置（第5「禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁等の標識の基準による。」）

※ 廊下が建築基準関係法令において要求される数値を超える幅を有する場合、突出した柱の間等、通行の用に供しない部分をいい、客席においては認められない。

イ 階ごとに喫煙所を設けない場合

(ア) 標識の設置

表示文字は「この階は禁煙です。」「当劇場においてこの階は禁煙です。喫煙所は○階にあります。」など、指定場所を有する防火対象物に応じた内容とし、標識の大きさ、色は火災予防規則第16条の標識の基準を準用する（1(1)ア表のとおり。）。

(イ) 消防長が必要と認める措置

- ・ 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設置
- ・ 定期的な館内巡視
- ・ 当該階の全面禁煙及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送
- ・ その他防火対象物の使用形態に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置（例：炎感知器の設置、感知器の増設、監視カメラの設置等）

(3) 喫煙所の床面積

劇場等の客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。

ただし、消防長が、当該劇場等の使用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるとき※は、この限りではない。

※ 立見席が少なく全席指定席とし入館者の入れ替えを行うなど、館内での入館者の滞留時間が少ない場合などをいう。

3 喫煙所の設置基準

- (1) 入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生ずるおそれのない位置とすること。
- (2) 屋内消火栓設備や避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。
- (3) 危険物品又は易燃性の可燃物（紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの）の取扱い又は展示する場所付近には設けないこと。
- (4) テープ等により区域を明示すること（範囲が明確である場合はこの限りではない。）。ま

- た、周囲を区画する場合は不燃性の材料を用いること。
- (5) 吸殻容器は、不燃性で容易に転倒しないものとする。
 - (6) 吸殻容器には、水が入れていること（その他の方法で完全に消火できる場合はこの限りではない。）。

第7 解除承認申請

1 解除承認

指定場所において、「劇場で舞台の演出効果のためにろうそくの火を使いたい。」「百貨店等の催事場での物産展の開催に際し、ガスコンロを使いたい。」等、指定場所において喫煙し、裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む必要がある場合は、本行為について事前に申請（別記様式4）させ、火災予防上支障がないと認めるときは、解除承認（別記様式6）を行うものとする。

(1) 承認要件

- ア 解除承認を行う妥当性を有する行為であること。
- イ 当該行為が必要最小限の範囲であること。
- ウ 解除承認の基準に適合していること。
- エ 解除承認することにより、法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。

(2) 承認期間

ア 常設的なもの

事業の変更がない限り効力は継続するものとする。ただし、設備の老朽化に伴う設備の更新、又はレイアウトを変更する場合は、事業の変更として別途申請を要するものとする。

イ 一時的なもの

一時的に解除承認を行う期間とする。

(3) 解除承認の取消

解除承認申請どおり履行されていない場合は、承認を取り消すものとする。この場合、署長は予防部長と協議し、関係者あて承認の取消について告知（別記様式7）するものとする。

なお、本承認取消書（別記様式7）は達文書として取り扱うこととし、公文番号については、消防局文書取扱規程第29条に基づき、文書管理システムの採番により付すものとする。

2 申請手続き等

(1) 申請者

指定場所の所有者、管理者、占有者（催事等のために一時的に指定場所を使用する主催者等）等で、禁止行為に関する責任と権限を有するもの。

(2) 申請単位

同一管理権原者の場合は一括して行うことができる。

(3) 必要書類

次のとおりとする。なお、提出部数については火災予防規則第3条により2部とする。

- ・ 喫煙等承認申請書（別記様式4）

- ・ 申請場所の詳細図
 - ・ 付近略図
 - ・ その他審査に必要な書類（平面図、裸火の使用に該当する機器の仕様書、危険物品の成分表、事故に対処できる体制の状況等が確認できる書類等）
- (4) 提出期限
行為を行う日の3日前（閉庁日を除く。）まで

3 事務処理等

(1) 事前相談

次の事項を確認するものとする。

- ・ 行為を行おうとする場所が、指定場所となるか。
- ・ 行おうとする行為が禁止行為となるか。
- ・ 行おうとする行為に解除の基準があるか。
- ・ 解除承認を受けるときの解除の基準は何か

(2) 受付

喫煙等承認申請書が提出されたときは、受付欄に広島市消防局文書取扱規程（平成25年消防局訓令第14号）別表第1の受付印（以下「受付印」という。）を押して、喫煙等承認申請受付処理簿（別記様式5）に必要な事項を記載する。

また、この際、書類上に記載漏れや添付漏れ等の不備を認めたときは、関係者に説明し訂正させる。

(3) 申請書の返付

申請書を受付けたときは、その1部を届出人に返付する。

(4) 現地調査

火災予防規程第10条の2第1項により、各消防署予防課長が必要と認めたときは、現地調査を行うものとする。

(5) 審査

承認要件（1(1)参照）に基づき審査するものとする。

なお、本要件中の解除承認の基準については、第2章第2「用途ごとの規制（承認基準等）」に基づき行うものとする。

※ 火災予防条例第24条のただし書き「特に必要な場合」とは解除承認を行う妥当性を有する行為（同章表中、「理由・目的」参照）を、「火災予防上支障がないと認めたとき」とは同章表中、「承認の条件」に適合する場合をいう。）。

(6) 解除承認

審査の結果、火災予防上支障がないと認めたときは、喫煙等解除承認書（別記様式6）を交付するものとする。

なお、本解除承認書（別記様式6）は指令文書として取り扱うこととし、公文番号に

については、消防局文書取扱規程第 29 条に基づき、文書管理システムの採番により付すものとする。

(7) データ入力

防火台帳（NEFOAP）に必要事項を入力するものとする。

第2章 用途ごとの規制（解除承認基準等）

第1 劇場等

1 指定場所

指定場所		禁止行為「×」が禁止される行為		
用途	場所	喫煙※	裸火の使用	危険物品の持込み
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 (以下「劇場等」という。)	舞台部	×	×	×
	客席	×	×	×
	公衆の出入りする部分			×

※ 火災予防条例第24条第3項第2号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しない。

2 用語の定義等

(1) 劇場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場、競技場など）、公会堂、集会場に客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏、スポーツなど各種の興行を行う場所をいう。

(2) 公会堂、集会場

主として、映画、演劇等、興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設（町内会及び学区単位の集会所等、利用者が町内会又は学区単位の地域住民に限定される施設を除く。）をいい、会議、講演、社交的行事等を主として行うためのものは、指定場所とみなさない。

(3) 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃区画されている場合を除く。

なお、観覧場においては競技等を実施するフィールド部分が舞台に該当する。

(4) 客席

いす席、座り席、升席、立見席などの各種客席の部分を含み、通路部分を含むものとする。

(5) 公衆の出入りする部分

(3)及び(4)以外の部分で、客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。

3 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

指定場所	禁止行為	理由・目的
舞台部	喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇等における表現上必要不可欠な場合 ・ 演劇等における準備のため必要がある場合
	裸火の使用	
	危険物品の 持込み	
客席	喫煙	認めない。
	裸火の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇等における表現上必要不可欠な場合 ・ 演劇等における準備のため必要がある場合
	危険物品の 持込み	
公衆の出入り する部分	喫煙	
	裸火の使用	
	危険物品の 持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の販売又は展示等のため ・ 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

別表1のとおり。

4 舞台部の特例

大道具室、小道具室等が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備である常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合は規制の対象としない。

劇場等における火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
舞台部	喫煙	1 吸いながら容器を設けること。 2 消火器具 ^{※1} を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
舞台部	裸火の使用 (瞬間的な火炎 ^{※12} 以外の裸火)	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置 ^{※2} が講じられていること。 (3) 消火器具 ^{※1} を設けること。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離 ^{※3} が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 危険物(法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。)は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 (3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 3 火薬類 ^{※4} を消費するもの (1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。 ア 煙火は、固定して消費すること。 イ 消費中の煙火を移動しないこと。 ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。 (ア) 上方に噴き出す場合 a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等) ^{※5} で覆うこと。 c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。 d aの範囲の周囲6m以内には、客がないこと。 (イ) 斜めに噴き出す場合 a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。 b 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。

- c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方4m及び周囲2mの部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。
- d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）※5で覆うこと。
- e bの範囲の周囲6m以内には、客がいないこと。
- (ウ) 下方に噴き出す場合
 - a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。
 - b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）※5で覆うこと。
 - c aの範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
 - d aの範囲の周囲6m以内には、客がいないこと。
- エ 実験により特性を確認したものであること。
- オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- カ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- ク 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。
 - ア 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
 - イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - ウ 煙火は、飛しょうするもの※6でないこと。
 - エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - オ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- 4 その他の裸火
 - 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。
 - (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの※7
 - ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）※5で覆うこと。
 - (2) 火炎を有するもの※8
 - 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。
 - ア 易燃性の可燃物※9の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1 (単位 cm)		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360

舞台部	裸火の使用（瞬間的な火炎※12 以外の裸火）	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400		
		140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430		
		160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470		
		180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500		
		200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530		
		イ ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離												
		表2 (単位 cm)		火炎の幅										
				20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
		火炎の長さ	20 以内	30	40	50			60					
			40 以内	40	60	70	80		90			100		
60 以内	50		70	80	90	100	110		120		130			
80 以内	50		80	90	110	120		130	140	150				
100 以内	60		90	100	120	130	140	150	160	170				
120 以内	60		90	110	130	140	160	170	180		190			
140 以内	60		100	120	140	160	170	180	190	200	210			
160 以内	70		100	130	150	170	180	190	210	220	230			
180 以内	70		110	140	160	180	190	210	220	230	240			
200 以内	70		110	140	170	190	200	220	230	240	260			
(3) 微小な火源を有するもの※10 演出上必要最小限の範囲内であること。														
(4) 瞬間的に燃焼するもの※11 演出上必要最小限の範囲内であること。														
舞台部	裸火の使用（瞬間的な火炎※12 による裸火）	1 共通事項												
		(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。												
		(2) 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置※2が講じられていること。												
		(3) 消火器具※1を設けること。												
		(4) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。												
		2 火気使用設備器具等を使用するもの												
		(1) 機器は、安定した火炎を発生できるもの※13であること。												
		(2) カートリッジ式のもの※14に限ること。												
		(3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策※15が講じられていること。												
		(4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。												
(5) 燃料への点火は、電気点火とすること。														
(6) 床面等に固定して使用すること。														

- (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。

ア 上方に噴き出す場合

(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表1 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	200 以内	25			50						
	300 以内	25			50						100
	400 以内	25			50				100		
	500 以内	25			50				100		
	600 以内	25			50				100		
	700 以内	25			50				100		
	800 以内	25			50				100		

b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）A1323に適合する工事用シート※16で防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表2 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200			
	300 以内	50	100		150	200			300		
	400 以内	50	100		150	200		300			
	500 以内	50	100	150	200		300				
	600 以内	50	100	150	200		300				400
	700 以内	50	100	150	200		300			400	
	800 以内	50	100	150	200		300			400	

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、客がないこと。

(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3 (単位 cm)	火炎の幅									
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100		150				
	300 以内	25	50	100		150			200	
	400 以内	25	50	100		150			200	
	500 以内	25	50	100		150		200		300
	600 以内	50		100		150		200		300
	700 以内	50		100		150		200		300
	800 以内	50		100		150		200		300

b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}が講じられていること。

表4 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	200 以内	100	150	200	300				400		
	300 以内	100	200	300			400			500	
	400 以内	150	200	300		400		500			
	500 以内	150	200	300	400			500		600	
	600 以内	150	200	300	400		500		600		
	700 以内	150	200	300	400	500			600		700
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700	

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと

d aの範囲の周囲6m以内、又はcの範囲内のいずれか大きい範囲内には、客がないこと。

イ 斜めに噴き出す場合

(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}が講じられていること。

d b及びcの範囲内には、演技者等がないこと。

舞台部	裸火の使用 (瞬間的な ² 火炎による裸火)	<p>e bの範囲の周囲6m以内、又はdの範囲内のいずれか大きい範囲内には、客がいないこと。</p> <p>(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの</p> <p>a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。</p> <p>b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、<u>J I S A 1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}</u>が講じられていること。</p> <p>d b及びcの範囲内には、演技者等がいないこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6m以内には、客がいないこと。</p> <p>3 液体燃料を熱源とするもの</p> <p>(1) 危険物は、<u>引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内^{※17}</u>であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。</p> <p>(3) 2(1)、(3)及び(5)から(8)までの規定を準用すること。</p> <p>(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>(5) (4)の床面に可燃物がある場合は、<u>J I S A 1323 に適合する工事中シート^{※16}</u>で防火上有効に覆う等の措置が講じられていること</p>												
舞台部	危険物品の持込み	<p>1 <u>消火器具^{※1}</u>を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) <u>容器の許容充填ガス質量^{※18}</u>の合計が0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、<u>舞台部の空間の高さ^{※19}</u>が8m以上の劇場の場合</p> <table border="1" data-bbox="432 1850 1026 2047"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グラム数</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>0.1g以下のもの</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>0.1gを超え15g以下のものは</td> <td>20個</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>うち5gを超えるもの</td> <td>10個</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ア以外の場合</p>	区分	グラム数	個数	(ア)	0.1g以下のもの	50個	(イ)	0.1gを超え15g以下のものは	20個	(ウ)	うち5gを超えるもの	10個
区分	グラム数	個数												
(ア)	0.1g以下のもの	50個												
(イ)	0.1gを超え15g以下のものは	20個												
(ウ)	うち5gを超えるもの	10個												

舞台部	危険物品の持込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グラム数</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>0.1g 以下のもの</td> <td>50 個</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>0.1g を超え 15g 以下のものは</td> <td>10 個</td> </tr> </tbody> </table>	区分	グラム数	個数	(ア)	0.1g 以下のもの	50 個	(イ)	0.1g を超え 15g 以下のものは	10 個
		区分	グラム数	個数							
(ア)	0.1g 以下のもの	50 個									
(イ)	0.1g を超え 15g 以下のものは	10 個									
客席	喫煙	認めないものとする。									
	裸火の使用	舞台部（瞬間的な火炎以外の裸火）に同じ。 ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。									
	危険物品の持込み	舞台部に同じ。									
公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 火政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 									

※1 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※2 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置

1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいう。

※3 火災予防上安全な距離

火災予防条例別表第3に定める離隔距離以上の距離をいう。

※4 火薬類

次のとおり取り扱うこと。

- ・ 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- ・ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下とすること。

※5 防火性能を有する材料（準不燃材料等）

床面の養生は、準不燃材料以上とすること。なお実験等により安全性が確認できている場合はこ

の限りではない。

※6 飛しょうするもの

ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいう。

※7 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

グラインダー、アーク溶接等

※8 火炎を有するもの

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等

※9 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※10 微小な火源を有するもの

香、線香等

※11 瞬間的に燃焼するもの

マジック（手品）などで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等

※12 瞬間的な火炎

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が5秒未満であるものをいう。

※13 安定した火炎を発生できるもの

機器の性能等が確認されており、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものをいう。

※14 カートリッジ式のもの

保安政令第2条第5項第8号の規定に基づく保安法の適用を除外される液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいいます。

※15 燃料の逆流を防止する構造又は対策

機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものをいう。

※16 J I S A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置

J I S A1323A種、J I S A1323B種及びJ I S A1323C種に適合する工事用シートを用いて、すき間が生じることのないように可燃物が養生されていること。

※17 引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内

液体燃料を熱源とする機器に関しては、1 公演における機器 1 台あたりの危険物の消費量 100ml 以内とすること。

※18 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

※19 舞台部の空間の高さ

舞台床面から天井部にあるバトンや照明設備など、天井部の設備等の下端部分までの距離をいう。

ただし、天井部の設備等の下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

第2 キャバレー等、飲食店、旅館又はホテル

1 指定場所

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為		
用途	場所	喫煙※	裸火の使用	危険物品の 持込み
キャバレー、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの (以下「キャバレー等」という。)	舞台部	×	×	×
	公衆の出入りする部分	/	/	×
飲食店	舞台部	×	×	×
旅館又はホテル (以下「旅館等」という。)	催物の行われる部分	×	×	×

※ 火災予防条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しない。

2 用語の定義等

(1) キャバレー等

ア キャバレー等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等、客席を設けて客に飲食をさせる場所をいう（遊技場は該当しない。）。

イ 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃区画されている場合を除く。

ウ 公衆の出入りする部分

客席及び客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。

(2) 飲食店

ア 飲食店

客席を設けて客に飲食させる場所をいう。

イ 舞台部

客に興行を見せるために設けられたステージ等※をいい、舞台と一体をなす舞台裏、舞台袖、大道具室、小道具室、楽屋、控室等を含むものとする。ただし、これらの部分が舞台と不燃区画されている場合を除く。

※ 興行を行わず専ら客のカラオケ用に使用する程度の舞台は、規制の対象とはならない。

(3) 旅館等

ア 旅館等

催物の行われる部分を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるための宿泊施設（旅館、ホテル、宿泊所）をいう。

イ 催物の行われる部分

催物室、宴会場、広間などの催物を行う部分をいう。

3 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

指定場所		禁止行為	理由・目的
用途	指定場所		
キャバレー等 飲食店	舞台部	喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇等における表現上必要不可欠な場合 ・ 演劇等における準備のため必要がある場合
		裸火の使用	
		危険物品の持込み	
飲食店	公衆の出入りする部分	喫煙	
		裸火	
		危険物品の持込み	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
旅館等	催物の行われる部分	喫煙	以下5参照
		裸火の使用	
		危険物品の持込み	

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

別表2のとおり。

4 舞台部の特例

大道具室、小道具室等が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備である常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合は規制の対象としない。

5 催物の行われる部分

催物の用途ごとに規制される。例えば、ディナーショーを行う場合は「飲食店」、バーゲンを行う場合は「百貨店等（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗）」、展示会を行う場合は「百貨店等（展示場）」として規制される。

キャバレー等、飲食店における火災予防上必要な措置																																												
指定場所	禁止行為 承認の条件																																											
舞台部	喫煙 1 吸いながら容器を設けること。 2 <u>消火器具</u> ※ ¹ を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。																																											
舞台部	裸火の使用 1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) <u>使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置</u> ※ ² が講じられていること。 (3) <u>消火器具</u> ※ ¹ を設けること。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 火災予防条例第3章において可燃物との <u>火災予防上安全な距離</u> ※ ³ が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 3 <u>火薬類</u> ※ ⁴ を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) <u>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</u> ※ ⁵ ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を <u>防火性能を有する材料（準不燃材料等）</u> ※ ⁶ で覆うこと。 (2) <u>火炎を有するもの</u> ※ ⁷ 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。 ア <u>易燃性の可燃物</u> ※ ⁸ の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離 <table border="1" data-bbox="454 1865 1369 2094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表1 (単位 cm)</th> <th colspan="10">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>20 以内</th> <th>40 以内</th> <th>60 以内</th> <th>80 以内</th> <th>100 以内</th> <th>120 以内</th> <th>140 以内</th> <th>160 以内</th> <th>180 以内</th> <th>200 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ 20 以内</th> <td>60</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>110</td> <td colspan="2">120</td> <td colspan="2">130</td> <td>140</td> </tr> <tr> <th>40 以内</th> <td>80</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	表1 (単位 cm)	火炎の幅										20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	火炎の長さ 20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
表1 (単位 cm)	火炎の幅																																											
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内																																		
火炎の長さ 20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140																																		
40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210																																		

60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

イ ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	20 以内	30	40	50			60				
	40 以内	40	60	70	80		90			100	
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

(3) 微小な火源を有するもの※9

演出上必要最小限の範囲内であること。

(4) 瞬間的に燃焼するもの※10

演出上必要最小限の範囲内であること。

舞台部	危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器具※1を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 火政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）
-----	----------	--

舞 台 部	危 険 物 品 の 持 込 み	<p>容器の許容充填ガス質量^{※11}の合計が0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>(4) 火薬類^{※4}</p> <p>火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1公演当たり次の個数以下であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グラム数</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>0.1g 以下のもの</td> <td>30 個</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.1g を超え 15 g 以下のものは</td> <td>5 個</td> </tr> </tbody> </table>	区分	グラム数	個数	ア	0.1g 以下のもの	30 個	イ	0.1g を超え 15 g 以下のものは	5 個
	区分	グラム数	個数								
ア	0.1g 以下のもの	30 個									
イ	0.1g を超え 15 g 以下のものは	5 個									
公 衆 の 出 入 り す る 部 分	危 険 物 品 の 持 込 み	<p>1 消火器具^{※1}を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)</p> <p>容器の許容充填ガス質量^{※11}の合計が10kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>									

※1 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※2 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置

1動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいう。

※3 火災予防上安全な距離

火災予防条例別表第3に定める離隔距離以上の距離をいう。

※4 火薬類

次のとおり取り扱うこと。

- ・ 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- ・ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下とすること。

※5 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

グラインダー、アーク溶接等

※6 防火性能を有する材料(準不燃材料等)

床面の養生は、準不燃材料以上とすること。なお実験等により安全性が確認できている場合はこの限りではない。

※7 火炎を有するもの

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等

- ※8 可燃性の可燃物
紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。
- ※9 微小な火源を有するもの
香、線香等
- ※10 瞬間的に燃焼するもの
マジック（手品）などで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等
- ※11 容器の許容充填ガス質量
可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

第3 百貨店等

1 指定場所

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為			
用途	場所	喫煙 ^{※2}	裸火の使用	危険物品の 持込み	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。） ^{※1}	売場	×	×	×	
	公衆の出入りする部分	×	×	×	
	展示場	展示部分	×	×	×
		公衆の出入りする部分	×	×	×

※1 売場、展示部分、公衆の出入りする部分の床面積の合計が1,500㎡以上のもの。

※2 火災予防条例第24条第3項第2号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しない。

2 用語の定義等

(1) 百貨店等

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいう。

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

百貨店やスーパーマーケットなどの店舗において客に物品を販売する施設をいう。

ア 売場

次の部分をいう。

- ・ 物品陳列販売部分
- ・ アの間の通路

イ 公衆の出入りする部分

通常客が出入りする次の部分をいう。

- ・ 物産展、展覧会等を行う催事場
- ・ 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等の客の利用に供する部分
- ・ イに隣接（1の防火対象物内において使用実態が異なる部分が隣り合っている状態をいう。以下同じ。）し、利用形態が一体をなしている部分（不燃区画されている場合を除く。）

美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分

(3) 展示場

物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設をいう。

ア 展示部分

物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列する部分

イ 公衆の出入りする部分

客が使用する廊下、通路、階段等の部分をいう。

3 指定場所の面積算定

百貨店等として規制を受ける部分（売場、展示部分、公衆の出入りする部分に該当する部分）の面積を合計[※]するものとする（指定場所の用途の捉え方は第1章第3の2参照）。

※ 売場、展示部分、公衆の出入りする部分に該当しない次の部分は面積の合計に含まれないものとする。

- ・ 従業員のみが使用する事務所、社員食堂、倉庫、バックヤード及び食料品の加工場等
- ・ 売場に隣接する美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分で不燃区画されている部分
- ・ 不燃区画されているフードコート及び空間が区切られ、従業員による料理の給仕、監視等がおこなわれている飲食店

(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

売場（2(2)ア参照）及び公衆の出入りする部分（2(2)イ参照）の面積を合計するものとする。なお、複合用途防火対象物の場合も、公衆の出入りする部分に該当する部分はすべて合計することとする。

【例】

階	使用形態	
3 F	公衆の出入りする部分	事務所
2 F		物品販売店舗（売場） 倉庫・バックヤード等
1 F		物品販売店舗（売場） 倉庫・バックヤード等

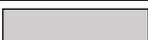
※  = 面積を合計する部分

(2) 展示場

展示部分（2(3)ア参照）及び公衆の出入りする部分（2(3)イ参照）の面積を合計するものとする。なお、複合用途防火対象物の場合も、公衆の出入りする部分に該当する部分はすべて合計することとする。

【例】

階	使用形態	
3 F	公衆の出入りする部分	事務所
2 F		展示場（展示部分） 倉庫・バックヤード等
1 F		展示場（展示部分） 倉庫・バックヤード等

※  = 面積を合計する部分

4 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

ア 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

指定場所	禁止行為	理由・目的
売場・公衆の出入りする部分	喫煙	認めない
	裸火の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のために必要な場合 ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演のために必要な場合 ・ 客、従業員等の暖を取るために必要な場合
	危険物品の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため ・ 実技体験、講習又は生業としての危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、手芸品等の補修、製作又は加工等のため ・ タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため ・ 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため ・ 客、従業員等の暖を取るために必要な場合

イ 展示場

指定場所	禁止行為	理由・目的
展示部分・公衆の出入りする部分	喫煙	認めない
	裸火の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のために必要な場合 ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演のために必要な場合 ・ 裸火を使用しなければ展示効果が得られない場合 ・ 客、従業員等の暖を取るために必要な場合
	危険物品の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため ・ 実技体験、講習又は生業としての危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、手芸品等の補修、製作又は加工等のため ・ タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため ・ 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため ・ 火災予防上危険な物品を持ち込まなければ展示効果が得られないため ・ 客、従業員等の暖を取るために必要な場合

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

ア 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

別表3-1のとおり。

イ 展示場

別表3-2のとおり。

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗における火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
売場	喫煙	認めない。
売場	裸火の使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具^{※1}を設けること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口^{※2}及び階段等^{※3}から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(6) 危険物品その他の可燃性の可燃物^{※4}から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離^{※5}が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、ガラス等の不燃材料により遮断されていること。</p> <p>(4) 気体燃料を熱源とするものは、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（ガス漏れ警報器を含む。）が設置されていること。</p> <p>(5) 固体燃料を熱源とするものは公衆の出入りする部分における使用料と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
売場	危険物品の持込み	<p>1 消火器具^{※1}を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口^{※2}及び階段等^{※3}から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 持ち込む危険物品の量は同一指定場所内（売場部分・公衆の出入りする部分）を合算して次に掲げるものであること（階ごとに防火上に有効に区画されている場合は、それぞれの階ごとに当該範囲内を合算する。）。</p>

売場	危険物品の持込み	<p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） <u>容器の許容充填ガス質量</u>^{※6}の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>
公衆の出入りする部分	喫煙	売場に同じ。
	裸火の使用	売場に同じ。
	危険物品の持込み	売場に同じ。

※1 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※2 出入口

公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

※3 階段等

階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下

※4 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※5 火災予防上安全な距離

火災予防条例別表第3に定める離隔距離以上の距離をいう。

※6 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

展示場における火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
展示部分	喫煙	認めない。
展示部分	裸火の使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置^{*1}が講じられていること</p> <p>(3) 消火器具^{*2}を設けること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口^{*3}及び階段等^{*4}から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(6) 危険物品その他の可燃性の可燃物^{*5}から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>ア 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離^{*6}が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とするものは、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（ガス漏れ警報器を含む。）が設置されていること。</p> <p>3 火薬類^{*7}を消費するもの</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>4 その他の裸火によるもの</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの^{*8}</p> <p>ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>イ アの範囲内及びその範囲の周囲2 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）^{*9}で覆うこと。</p> <p>(2) 火炎を有するもの^{*10}</p> <p>周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p> <p>ア 可燃性の可燃物^{*5}の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離</p>

展示部分

裸火の使用

表1 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

イ ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2 (単位 cm)	火炎の幅										
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	20 以内	30	40		50			60			
	40 以内	40	60		70	80		90		100	
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

(3) 微小な火源を有するもの^{※11}

展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

(4) 瞬間的に燃焼するもの^{※12}

展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

展示部分	危険物品の持ち込み	<p>1 消火器具^{※2}を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口^{※3}及び階段等^{※4}から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては 3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で 3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で 5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 持ち込む危険物品の量は同一指定場所内（売場部分・公衆の出入りする部分）を合算して次に掲げるものであること（階ごとに防火上に有効に区画されている場合は、それぞれの階ごとに当該範囲内を合算する。）。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 5 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ア 容器の許容充填ガス質量^{※13}の合計が 5 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 イ 保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 (ア) 容量 2 kg 以下の容器に限ること。 (イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 (ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。 (エ) 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類^{※7} 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回当たり次の個数以下であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グラム数</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>0.1g 以下のもの</td> <td>30 個</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0.1g を超え 15g 以下のものは</td> <td>5 個</td> </tr> </tbody> </table>	区分	グラム数	個数	ア	0.1g 以下のもの	30 個	イ	0.1g を超え 15g 以下のものは	5 個
	区分	グラム数	個数								
ア	0.1g 以下のもの	30 個									
イ	0.1g を超え 15g 以下のものは	5 個									
公衆の出入りする部分	喫煙	展示部分に同じ。									
	裸火の使用	展示部分に同じ。									
	危険物品の持ち込み	展示部分に同じ。									

※1 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置

1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいう。

※2 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※3 出入口

公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

※4 階段等

階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下

※5 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※6 火災予防上安全な距離

火災予防条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保すること。

※7 火薬類

次のとおりとする。

- ・ 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- ・ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下とすること。

※8 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

グラインダー、アーク溶接等

※9 防火性能を有する材料（準不燃材料等）

床面の養生は、準不燃材料以上とすること。なお実験等により安全性が確認できている場合はこの限りではない。

※10 火炎を有するもの

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等

※11 微小な火源を有するもの

香、線香等

※12 瞬間的に燃焼するもの

マジック（手品）などで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等

※13 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

第4 テレビスタジオ

1 指定場所

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為		
用途	場所	喫煙※	裸火の使用	危険物品の 持込み
テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×

※ 火災予防条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しない。

2 用語の定義等

(1) テレビスタジオ

撮影用セットを設け、テレビの撮影を行うスタジオをいう。

(2) 撮影用セットを設ける部分

スタジオ内のセットを設ける部分に客席が含まれている部分をいうが、撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による客等を含む。）の出入りがない場合は対象とならない。

3 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、これによらずとも消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

指定場所	禁止行為	理由・目的
撮影用セットを設ける部分	喫煙	演出等のために必要な場合
	裸火の使用	
	危険物品の持込み	
客席部分	喫煙	認めない
	裸火の使用	
	危険物品の持込み	

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

別表4のとおり。

テレビスタジオにおける火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 吸いながら容器を設けること。 2 消火器具 ^{※1} を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
撮影用セットを設ける部分	裸火の使用（瞬間的な火炎 ^{※12} 以外の裸火）	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置 ^{※2} が講じられていること。 (3) 消火器具 ^{※1} を設けること。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離 ^{※3} が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 危険物（法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 (3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。 3 火薬類 ^{※4} を消費するもの (1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。 ア 煙火は、固定して消費すること。 イ 消費中の煙火を移動しないこと。 ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。 (ア) 上方に噴き出す場合 a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等） ^{※5} で覆うこと。 c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。 d aの範囲の周囲6m以内には、客がないこと。 (イ) 斜めに噴き出す場合 a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。 b 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。

- c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方4 m及び周囲2 mの部分を含んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）^{※5}で覆うこと。
 - e bの範囲の周囲6 m以内には、客がいないこと。
- (ウ) 下方に噴き出す場合
- a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。
 - b aの範囲内及びその範囲の周囲2 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）^{※5}で覆うこと。
 - c aの範囲内並びにその範囲の上方2 m及び周囲2 m以内には、可燃物を置かないこと。
 - d aの範囲の周囲6 m以内には、客がいないこと。
- エ 実験により特性を確認したものであること。
- オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- カ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- ク 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10 個以下とすること。
- (2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。
- ア 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - ウ 煙火は、飛しょうするもの^{※6}でないこと。
 - エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - オ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10 個以下とすること。
- 4 その他の裸火
- 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。
- (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの^{※7}
- ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - イ アの範囲内及びその範囲の周囲2 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）^{※5}で覆うこと。
- (2) 火炎を有するもの^{※8}
- 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。
- ア 易燃性の可燃物^{※9}の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1 (単位 cm)		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360

撮影用セットを設ける部分	裸火の使用（瞬間的な火炎※12以外の裸火）	<table border="1"> <tr><td>以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>120以内</td><td>130</td><td>190</td><td>230</td><td>260</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>360</td><td>380</td><td>400</td></tr> <tr><td>140以内</td><td>140</td><td>200</td><td>250</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td><td>430</td></tr> <tr><td>160以内</td><td>150</td><td>220</td><td>270</td><td>310</td><td>340</td><td>370</td><td>400</td><td>420</td><td>440</td><td>470</td></tr> <tr><td>180以内</td><td>160</td><td>230</td><td>280</td><td>320</td><td>360</td><td>390</td><td>420</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td></tr> <tr><td>200以内</td><td>170</td><td>240</td><td>300</td><td>340</td><td>380</td><td>410</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td><td>530</td></tr> </table>	以内												120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																																																	
		以内																																																																																																																																				
		120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400																																																																																																																										
		140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430																																																																																																																										
		160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470																																																																																																																										
		180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500																																																																																																																										
		200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																																																																																																										
		イ ア以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表2 (単位 cm)</th> <th colspan="11">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>20以内</th> <th>40以内</th> <th>60以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> <th>120以内</th> <th>140以内</th> <th>160以内</th> <th>180以内</th> <th>200以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">火炎の長さ</td> <td>20以内</td> <td>30</td> <td>40</td> <td colspan="3">50</td> <td colspan="5">60</td> </tr> <tr> <td>40以内</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>70</td> <td colspan="2">80</td> <td colspan="3">90</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>60以内</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td colspan="2">110</td> <td colspan="2">120</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>80以内</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>110</td> <td colspan="2">120</td> <td>130</td> <td>140</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>100以内</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>140</td> <td>150</td> <td>160</td> <td colspan="2">170</td> </tr> <tr> <td>120以内</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>140</td> <td>160</td> <td>170</td> <td colspan="2">180</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>140以内</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>140</td> <td>160</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>160以内</td> <td>70</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>210</td> <td>220</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>180以内</td> <td>70</td> <td>110</td> <td>140</td> <td>160</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>210</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>200以内</td> <td>70</td> <td>110</td> <td>140</td> <td>170</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>240</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>	表2 (単位 cm)	火炎の幅											20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	火炎の長さ	20以内	30	40	50			60					40以内	40	60	70	80		90			100	60以内	50	70	80	90	100	110		120		130	80以内	50	80	90	110	120		130	140	150		100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170		120以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190	140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210	160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230	180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240	200以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260
		表2 (単位 cm)		火炎の幅																																																																																																																																		
20以内	40以内		60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内																																																																																																																												
火炎の長さ	20以内	30	40	50			60																																																																																																																															
	40以内	40	60	70	80		90			100																																																																																																																												
	60以内	50	70	80	90	100	110		120		130																																																																																																																											
	80以内	50	80	90	110	120		130	140	150																																																																																																																												
	100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170																																																																																																																												
	120以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190																																																																																																																											
	140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210																																																																																																																											
	160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230																																																																																																																											
	180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240																																																																																																																											
	200以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260																																																																																																																											
(3) 微小な火源を有するもの※10 演出上必要最小限の範囲内であること。																																																																																																																																						
(4) 瞬間的に燃焼するもの※11 演出上必要最小限の範囲内であること。																																																																																																																																						
撮影用セットを設ける部分	裸火の使用（瞬間的な火炎※12による裸火）	1 共通事項																																																																																																																																				
		(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。																																																																																																																																				
		(2) 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置※2が講じられていること。																																																																																																																																				
		(3) 消火器具※1を設けること。																																																																																																																																				
		(4) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。																																																																																																																																				
		2 火気使用設備器具等を使用するもの																																																																																																																																				
		(1) 機器は、安定した火炎を発生できるもの※13であること。																																																																																																																																				
		(2) カートリッジ式のもの※14に限ること。																																																																																																																																				
		(3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策※15が講じられていること。																																																																																																																																				
		(4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。																																																																																																																																				
(5) 燃料への点火は、電気点火とすること。																																																																																																																																						

- (6) 床面等に固定して使用すること。
- (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。

ア 上方に噴き出す場合

(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

- a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表1 (単位 cm)	火炎の幅									
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25			50					
	300 以内	25			50					100
	400 以内	25			50				100	
	500 以内	25			50				100	
	600 以内	25			50				100	
	700 以内	25			50				100	
	800 以内	25			50				100	

- b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}が講じられていること

表2 (単位 cm)	火炎の幅									
	20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200		
	300 以内	50	100		150	200		300		
	400 以内	50	100		150	200		300		
	500 以内	50	100	150	200		300			
	600 以内	50	100	150	200		300			400
	700 以内	50	100	150	200		300		400	
	800 以内	50	100	150	200		300		400	

- c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

- d aの範囲の周囲6m以内には、客がないこと。

(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

- a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3 (単位 cm)		火炎の幅								
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100			150			
	300 以内	25	50	100		150			200	
	400 以内	25	50	100		150			200	
	500 以内	25	50	100		150		200		300
	600 以内	50		100		150		200		300
	700 以内	50		100		150		200		300
	800 以内	50		100		150		200		300

b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}が講じられていること。

表4 (単位 cm)		火炎の幅								
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内
火炎の長さ	200 以内	100	150	200	300				400	
	300 以内	100	200	300			400			500
	400 以内	150	200	300		400			500	
	500 以内	150	200	300	400			500		600
	600 以内	150	200	300	400		500		600	
	700 以内	150	200	300	400	500			600	700
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと

d aの範囲の周囲6m以内、又はcの範囲内のいずれか大きい範囲内には、客がないこと。

イ 斜めに噴き出す場合

(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置^{※16}が講じられていること。

撮影用セツトを設ける部分	裸火の使用（瞬間的な火炎） ² による裸火（）	<p>d b及びcの範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6 m以内、又はdの範囲内のいずれか大きい範囲内には、客がないこと。</p> <p>(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの</p> <p>a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。</p> <p>b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、<u>J I S A 1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置</u>^{*16}が講じられていること。</p> <p>d b及びcの範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6 m以内には、客がないこと。</p> <p>3 液体燃料を熱源とするもの</p> <p>(1) 危険物は、<u>引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内</u>^{*17}であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。</p> <p>(3) 2(1)、(3)及び(5)から(8)までの規定を準用すること。</p> <p>(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>(5) (4)の床面に可燃物がある場合には、<u>J I S A 1323 に適合する工事中シート</u>^{*16}で防火上有効に覆う等の措置が講じられていること</p>												
撮影用セツトを設ける部分	危険物品の持込み	<p>1 <u>消火器具</u>^{*1}を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） <u>容器の許容充填ガス質量</u>^{*18}の合計が0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の撮影当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、<u>舞台部の空間の高さ</u>^{*19}が8 m以上の劇場の場合</p> <table border="1" data-bbox="438 1892 1029 2087"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>グラム数</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>0.1g以下のもの</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>0.1gを超え15g以下のものは</td> <td>20個</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>うち5gを超えるもの</td> <td>10個</td> </tr> </tbody> </table>	区分	グラム数	個数	(ア)	0.1g以下のもの	50個	(イ)	0.1gを超え15g以下のものは	20個	(ウ)	うち5gを超えるもの	10個
区分	グラム数	個数												
(ア)	0.1g以下のもの	50個												
(イ)	0.1gを超え15g以下のものは	20個												
(ウ)	うち5gを超えるもの	10個												

撮影用セットを設ける部分	危険物品の持込み	イ ア以外の場合		
		区分	グラム数	個数
		(ア)	0.1g 以下のもの	50 個
	(イ)	0.1g を超え 15g 以下のものは	10 個	

※1 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※2 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置

1動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいう。

※3 火災予防上安全な距離

火災予防条例別表第3に定める離隔距離以上の距離をいう。

※4 火薬類

次のとおり取り扱うこと。

- ・ 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- ・ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下とすること。

※5 防火性能を有する材料（準不燃材料等）

床面の養生は、準不燃材料以上とすること。なお実験等により安全性が確認できている場合はこの限りではない。

※6 飛しょうするもの

ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいう。

※7 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

グラインダー、アーク溶接等

※8 火炎を有するもの

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等

※9 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※10 微小な火源を有するもの

香、線香等

※11 瞬間的に燃焼するもの

マジック（手品）などで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等

※12 瞬間的な火炎

裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が5秒未満であるものをいう。

※13 安定した火炎を発生できるもの

機器の性能等が確認されており、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものをいう。

※14 カートリッジ式のもの

保安政令第2条第5項第8号の規定に基づく保安法の適用を除外される液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいいます。

※15 燃料の逆流を防止する構造又は対策

機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものをいう。

※16 J I S A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置

J I S A1323A種、J I S A1323B種及びJ I S A1323C種に適合する工事用シートを用いて、すき間が生じることのないように可燃物が養生されていること。

※17 引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内

液体燃料を熱源とする機器に関しては、1公演における機器1台あたりの危険物の消費量 100ml 以内とすること。

※18 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（N E T）と表示）。

※19 舞台部の空間の高さ

舞台床面から天井部にあるバトンや照明設備など、天井部の設備等の下端部分までをいう。
ただし、天井部の設備等の下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

第5 地下街

1 指定場所

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為		
用途	場所	喫煙※	裸火の使用	危険物品の 持込み
地下街	売場	×	×	×
	展示部分	×	×	×
	地下道	×	×	×
	公衆の出入りする部分	×	×	×

※ 火災予防条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しない。

2 用語の定義等

(1) 地下街

法第 8 条の 2 で規定する地下街をいう。

(2) 売場

次の部分をいう。

ア 物品陳列販売部分

イ アの間の通路

(3) 展示部分

公共広場や催事等が行われる場所で、地下道（地下街の通路部分）などの場所と識別できる部分をいう。

(4) 公衆の出入りする部分

通常客が出入りする次の部分をいう。

ア 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等の客の利用に供する部分

イ イに隣接し、利用形態が一体をなしている部分（不燃区画されている場合を除く。）

美容室、理容室、写真室、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所及び各種教室等の兼営事業部分

なお、飲食店部分については、「飲食店」として規制することとする。

(5) 地下道

地下街の通路部分をいう。

3 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、これによらずとも消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

指定場所	禁止行為	理由・目的
公衆の売場・展示部分・出入りする部分	喫煙	認めない
	裸火の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のために必要な場合 ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演のために必要な場合
	危険物品の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため ・ 実技体験、講習又は生業として、危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、手芸品等の補修、製作又は加工等のため ・ タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため ・ 暖房器具又はガスコンロ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため ・ 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
地下道	喫煙	認めない
	裸火の使用	
	危険物品の持込み	

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

別表5のとおり。

地下街における火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
売場・展示部分・公衆の出入りする部分	喫煙	認めない。
	裸火の使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具※¹を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口※²及び階段等※³から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の可燃性の可燃物※⁴から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造られたついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離※⁵が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、ガラス等の不燃材料により遮断されていること。</p> <p>(4) 気体燃料を熱源とするものは、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（ガス漏れ警報器を含む。）が設置されていること。</p> <p>(5) 固体燃料を熱源とするものは公衆の出入りする部分における使用料と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	危険物品の持込み	<p>1 消火器具※¹を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口※²及び階段等※³から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 持ち込む危険物品の量は同一指定場所内（売場部分・展示部分・公衆の出入りする部分）を合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類</p>

公衆の出入りする部分・ 売場・展示部分・	危険物品の 持込み	火災予防条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） <u>容器の許容充填ガス質量</u> ※6の合計が1 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。
地下道	喫煙	認めない。
	裸火の使用	認めない。
	危険物品の 持込み	認めない。

※1 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※2 出入口

公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

※3 階段等

階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下

※4 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※5 火災予防上安全な距離

火災予防条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保すること。

※6 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

第6 重要文化財等

1 指定場所

指定場所		禁止行為 「×」が禁止される行為		
用途	場所	喫煙	裸火の使用	危険物品の 持込み
重要文化財等	建造物の内部又は周囲で 消防長が指定する区域	×	×	×

2 用語の定義等

(1) 重要文化財等

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。

(2) 建造物とは

建築物（堂塔・社殿・城郭・学校・書院・茶室・民家・その他）、橋梁等の各時代建造物の遺構等

(3) 建造物の内部

建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合は、その指定されている部分をいう。

(4) 建造物の周囲

火災予防規程第2条の2の規定により消防局長が指定した区域のうち建造物を除いた区域をいう。なお、本区域は原則、建造物の周囲3mの範囲をいう。

3 解除承認の基準

(1) 解除承認を行う妥当性を有する行為

概ね次の表のとおりとする。ただし、これによらずとも消防署長が妥当性を有すると判断できる場合はこの限りではない。

指定場所	禁止行為	理由・目的
建造物の内部 又は周囲で消 防長が指定す る区域	喫煙	認めない
	裸火	集会等に使用する場合は社会通念上禁止することが適当でないと認める場合
	危険物品の 持込み	

(2) 解除を受けるために必要な火災予防上の措置

別表6のとおり。

重要文化財等における火災予防上必要な措置		
指定場所	禁止行為	承認の条件
建造物の内部又は周囲で消防長が指定する区域	喫煙	認めない
	裸火の使用	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器具 ^{※2} を設けること。 (3) 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 火災予防条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離 ^{※3} が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5 kg、その他の固体の燃料 5 kg 以下であること。
	危険物品の持込み	1 消火器具 ^{※2} を設けること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の 50 分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第8に定める数量の 50 分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量 ^{※4} の合計が 10kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

※1 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

※2 消火器具

- ・ 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置くこと。
- ・ 消火能力単位が2以上の消火器具を置くこと。

※3 火災予防上安全な距離

火災予防条例別表第3に定める離隔距離以上の距離をいう。

※4 容器の許容充填ガス質量

可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいう（一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示）。

第3章 その他

第1 スモークマシンの規制について

スモークマシン（舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧して空気中に放出することにより、人工的に煙や霧を発生させる機器）の発煙剤が危険物品に該当する場合は、各指定場所における承認の条件（別表1～6）に加え、次の事項を遵守すること。

- 1 裸火の使用の際は、スモークマシンの発煙を停止すること。
- 2 専用の発煙剤を使用すること。
- 3 取扱説明書の内容を遵守し、取扱専従員以外は機器を取り扱わないこと。
- 4 機器が転倒しない措置（養生テープによる固定等）を講じること。
- 5 発煙剤が床面に流出しない措置を講じること。

第2 金属粉末を用いて火花を噴き出す演出用機器（スパークラー）の取扱い

金属粉末を用いて火花を噴き出す演出用機器（スパークラー）による裸火の使用については、次の要件に適合している場合に限り、各指定場所に定める承認の条件（別表1～6）を満たしているものとして取り扱うこととする。

- 1 次の要件を満たす機器であること。
 - (1) 使用する金属粉末は危険物に該当しないものであること。
 - (2) 使用者が、容易に停止できるものであること。
 - (3) 演出用機器の異常燃焼により自動的に停止するものであること。
 - (4) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に適合するものであること。
- 2 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 消火器具を設けること。
- 4 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。
- 5 屋内展示場で公衆の出入りする部分では、出入口及び階段等から火花の飛散する範囲までの水平距離を5m以上とすること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。
- 6 演出用機器は転倒及び落下しないように固定して消費すること。
- 7 演出用機器の最長噴出時間を超えて連続して消費しないこと。
- 8 強風時には、風の影響により火花の飛散するおそれのある床面を、防災性能を有する材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料又は消防法第8条の3に規定する防災物品をいう。以下同じ。）で覆う等の安全対策を講じること。
- 9 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。
 - (1) 鉛直上向きに噴き出す場合
 - ア 火花の最高となる高さは10m以内であること。
 - イ 床面から火花の最高となる高さに1mを加えた部分と、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - ウ イの範囲の床面を、防災性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
 - エ イの範囲内には、演技者等がないこと。
 - オ イの範囲から1m以内には、観客がないこと。
 - (2) 斜め上方及び水平方向に噴き出す場合
 - ア 火花の最高となる高さは10m以内であること。
 - イ 床面から火花の最高となる高さに1mを加えた部分、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅及び距離を囲んだ範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - ウ イの範囲の床面を、防災性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
 - エ イの範囲内には、演技者等がないこと。

オ イの範囲から1 m以内には、観客がいないこと

(3) 鉛直下向きに噴き出す場合

ア 床面から演出用機器の噴出口までの高さ、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には可燃物を置かないこと。

イ アの範囲の床面を、防災性能を有する材料で隙間なく覆うこと。

ウ アの範囲内には、演技者等がいないこと。

エ アの範囲から1 m以内には、観客がいないこと

第3 伝統芸能（神楽等）における火薬類（火花を噴き出す煙火）の消費

伝統芸能（神楽等）における火薬類（火花を噴き出す煙火）の消費については、次の要件に適合している場合に限り、各指定場所に定める承認の条件（別表1～6「裸火の使用」に限る。）を満たしているものとして取り扱うこととする。

- 1 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 2 消火器具を設けること。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内にいる演技者等の着衣等で易燃性のものは、防災スプレー等による防災加工を行うこと。
- 5 4の範囲内の上方5 m及び周囲3 mの部分で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。
- 6 5の範囲内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- 7 4の範囲の周囲7 m以内には、客がいないこと。
- 8 実験により特性を確認したものであること。
- 9 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- 10 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- 11 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10 個以下とすること。

第3章 別記様式

別記様式1

広消○予第○号
○○年○○月○○日

○○○○様

広島市○消防署長

印

喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込み禁止場所の指定通知について

広島市火災予防条例第24条第1項に基づく告示（昭和60年消防局告示第1号）により、次の場所は喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込み禁止場所に該当するので通知します。

なお、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む必要がある場合は、同条第1項ただし書の規定により解除できますので、別添様式によりこれらの行為を行う日の3日前までに申請し、その承認を受けてください。

記

禁 止 場 所

別記様式2

〇〇年〇〇月〇〇日

消 防 局 長 様

広島市〇消防署長
(予 防 課)

重要文化財等の建造物に係る喫煙等の禁止区域の指定について（上申）

下記の文化財について、広島市火災予防条例第24条の規定に基づく喫煙等の禁止区域の指定を上申します。

記

1 名 称

〇〇〇〇〇〇

2 所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 指定日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当：予防係 〇〇（〇-〇〇〇）

別記様式3

広 消 予 第 〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

広島市消防局長

印

喫煙等の禁止区域の指定について（通知）

広島市火災予防条例第24条第1項の規定に基づき、「文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物」として喫煙等の禁止区域を下記のとおり指定しましたので通知します。

記

1 指定区域

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 禁止行為

- (1) 喫煙
- (2) 裸火の使用
- (3) 火災予防上危険な物品の持込み

3 制札の掲出

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 その他

上記1の指定区域内において、業務上、上記2の禁止行為を行う必要がある場合は、同条第1項ただし書きの規定により、所轄消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに限り承認する。

担 当：予防部予防課予防係 〇〇

T E L：082-546-3476

E-mail：fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp

別記様式 4

喫煙等承認申請書

年 月 日

広島市〇消防署長

申請者

住所.....電話.....

氏名.....

指 定 場 所	所 在 地	電 話
	名 称	
	用途・場所	
承認を受けようとする行為	内 容	
	期 間	
	理 由	
消火設備及び火災予防上の措置		
防火管理者・火元責任者		
*受付欄		*経過欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 承認を受けようとする場所の詳細図及び付近の略図を添付すること。
- 3 *印の欄には、記入しないこと。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

この申請書は、承認行為を行なう日の3日前までに2部提出してください。

別記様式5

喫煙等承認申請受付簿

番号	受付 年月日	申請者	対象物名称	交付年月日 交付番号	備考
			所在地		
1	月 日			月 日	
2	月 日			月 日	
3	月 日			月 日	
4	月 日			月 日	
5	月 日			月 日	
6	月 日			月 日	
7	月 日			月 日	
8	月 日			月 日	
9	月 日			月 日	
10	月 日			月 日	

別記様式6

広島市指令消〇予第〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇様

広島市〇消防署長

印

喫煙等解除承認書

所在地

名称

用途・場所

年 月 日予収第〇号による喫煙等の承認申請については、下記の条件により承認する。

記

承認条件

特記事項

広消○予第○号
○○年○○月○○日

○○○○様

広島市○消防署長

印

喫煙等承認取消書

年 月 日第 一 号により喫煙等承認については、下記の理由によりこれを取消す。

記

理 由

教 示 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に広島市を被告（訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。）として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に広島市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。